

令和3年4月26日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 岸田 隆博

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和3年4月26日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいりますので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあることを申し添えます。

記

1 緊急事態措置期間

令和3年4月26日から令和3年5月11日まで

2 学校教育活動の継続等

(1) 感染症対策の徹底

・感染防止対策を徹底し、教育活動を続けます。

(2) 部活動における感染症対策の強化

・十分な感染防止対策を実施したうえで、原則、学校及びその周辺で実施します。

・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行いません。

※中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する全国大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

3 ご家庭へのお願い

・お子様の毎日の登校前の健康観察（検温等）、手洗い、マスク着用の徹底をお願いします。また、必要な用事以外の外出は控えさせてください。

・お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。

・兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いいたします。（出席停止）

4 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、お子様の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。何かありましたら、各学校をはじめ、下記相談機関にご相談ください。

【市内相談機関】丹波市立教育支援センター内（春日町黒井 1519 番地 1）

学校いじめゼロ支援チーム 74-0711

レインボー教室 74-0710

教育相談室 74-3220

いじめ報告・相談アプリ STOPit（中学生）

5 安心して学校生活を送るために

お子様が感染症への正しい理解のもとに適切に行動できるよう、ご家庭でもこの機会に親子で話し合ってみてください。人権を大切に、安心して学校生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。